

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（平成29年度決算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 83,687 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,638,698 千円

（単位：千円）

区分		平成28年度 決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	311,460	215,548	3,598	92,314	46,789
	高齢者福祉	63,947	3,009	27,196	33,742	
	児童福祉	755,008	312,900	66,334	375,774	
	母子福祉	34,687	11,786	2,855	20,046	
	（小計）	1,165,102	543,243	99,983	521,876	
社会保険	国民健康保険事業	59,569	36,712		22,857	29,673
	介護保険事業	103,036			103,036	
	後期高齢者医療事業	225,756	20,681		205,075	
	（小計）	388,361	57,393	0	330,968	
保健衛生	疾病予防	8,677	1,940	581	6,156	7,225
	母子保健	63,691	317	1,754	61,620	
	医療	12,867		62	12,805	
	（小計）	85,235	2,257	2,397	80,581	
合計		1,638,698	602,893	102,380	933,425	83,687

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。